

平 30 福情答申第 9 号

平成 31 年 1 月 16 日

福岡市長 高 島 宗一郎 様
(住宅都市局建築指導部建築指導課)

福岡市情報公開審査会
会長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 1 項の規定に基づき, 平成 29 年 4 月 21 日付け建指第 32 号により諮問を受けました下記の審査請求について, 別紙のとおり答申いたします。

記

「特定地番の土地上の建物について, 福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例に基づき調査した事項に関する報告書 (特に, 底地の所有者, 管理者に関する調査結果を記載した文書)」の一部公開決定の件

答 申

第 1 審査会の結論

「特定地番の土地上の建物について、福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例に基づき調査した事項に関する報告書（特に、底地の所有者、管理者に関する調査結果を記載した文書）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成 29 年 2 月 22 日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成 29 年 2 月 14 日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成 29 年 2 月 22 日、実施機関は、条例第 11 条第 1 項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成 29 年 3 月 30 日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、平成 29 年 3 月 28 日付けの審査請求書、平成 30 年 1 月 16 日付けの「弁明意見書に対する反論書」、同年 7 月 13 日の当審査会における口頭意見陳述及び同年 10 月 22 日付けの「補足意見書に対する意見」において、概ね次のように主張している。

(1) 実施機関は、非公開とした情報が個人情報及び行政運営情報に当たることを理由に本件決定を行っているが、いずれも失当である。

(2) 本件対象文書中の特定地番の土地上の建物（以下「本件建物」という。）は、小学校の前に建っており、建物等の倒壊のおそれだけでなく、周辺的生活環境の保全上及び衛生上有害な状態が既に発生しており、これを放置したまま不審火等の不測の事態が発生すれば、福岡市の責任も問われかねない状態にある。

よって、実施機関が非公開とした情報は、いずれも個人に関する情報ではあるが、条例解釈上は、近隣住民の生命、身体、生活若しくは財産又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報として条例第7条第1号ただし書イに該当する。

(3) 審査請求人が調査したところ、本件建物及びその底地の所有者は、登記簿上の名義人とは別に存在している可能性があり、本件建物の所有者、管理者等として、戸籍、住民票、相続人、固定資産税の納付の状況から、実施機関がどのように調査し、どのような認定を行っているかは、公開させる必要がある。特に、固定資産税がどのように納付されているかという点は、所有者、管理者の認定上重要な事実であり、これらの調査が不十分で実施機関が間違った認定をしている場合には、迷惑を被る可能性がある利害関係者がこれを是正できるよう公開を認めるべきである。

また、固定資産税を納付していた者が既に亡くなっていれば、その事実は、死者に関する情報であるから、個人情報として保護する必要はない。

(4) 非公開とした情報を個別に検討しても、これを非公開とする理由がないことは明らかである。

本件建物の状況は、客観的な事実として近隣住民も見ることができるから、判定の部分だけを非公開とすることは、意味がない。

また、戸籍、住民票、相続人、固定資産税の納付の状況など相手方を特定するための情報は、近隣住民が本件建物の所有者、管理者に対して妨害排除請求権を持つと考えれば、当然取得できなければならない情報であり、費用を考慮すると、実施機関が非公開とした情報にアクセスできる方が経済的である。

(5) 所有者又は管理者の空家の管理が杜撰なことから迷惑を被っている者に対して、行政が迷惑をかけている人物を特定するための情報を公開しないことが

違法であることは、論を俟たない。問題があるのは空家を放置している者である。それによって迷惑を受けている者に対して、行政が持っている情報を利用させないなどという態度は本末転倒であって、公の情報は、できるだけ国民が広く利用できるように解釈することが正しいというべきである。

- (6) 実施機関が、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に本件建物の評価内容に関する情報を非公開にできるという運用は、恣意的な行政判断を許すものであり、市の事務事業の適正さや透明性を阻害するとともに、倒壊の危険のある建物が見過ごされることは一般市民や周辺住民にとっては耐え難いことであるから、到底認めることはできない。
- (7) 空家に関する福岡市の条例に基づく公表制度の手續に反するという実施機関の主張は、情報公開請求により公的機関の情報にアクセスを認められた国民がこれを不特定多数に流すかは自由であること、不特定多数に流せば名誉棄損に問われる可能性もあることにかんがみれば、非公開の理由にならない。
- (8) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家等対策特別措置法」又は単に「法」という。）第 10 条第 1 項は、市町村内部における目的外使用の禁止を解除する規定であるに過ぎず、市町村長が、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報をいかなる要件があれば外部に公開できるかという点は、正に情報公開法の問題であり、福岡市の場合、情報公開法の範囲であれば、公開には、何ら問題はないという仕組みとなっている。行政情報は公開することが原則であって、行政側が形式的にマル秘とすれば公開しなくてよいかのような実施機関の主張は、あり得ない話である。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成 29 年 12 月 15 日付けの弁明意見書、平成 30 年 6 月 29 日の当審査会における口頭意見陳述及び同年 9 月 13 日付けの補足意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で決定したものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

廃屋処理関係書類（以下「関係書類」という。）は、実施機関で取り扱っている公文書である。適正な管理がされていない放置された空家（以下「放置空家」という。）に係る一連の処理を綴ったものが関係書類であり、今回の公開請求文書もこの中のひとつである。

一般に関係書類には、放置空家の指導に係る所有者等の住所・氏名、敷地の地番地名等、所有者等を確認する資料（謄本、住民票等）、写真、周辺からの相談内容、指導内容、指導経過の記録等を記載して編纂している。

(3) 本件決定を行うに至った理由

ア 放置空家の指導に当たっては、市民や関係機関からの通報や情報提供及びパトロール等により対象建築物等を把握し、現地調査等により指導の有無やその内容の確知を行っている。また、福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例（平成25年福岡市条例第63号。なお、同条例は平成28年に全部改正され、現在は、福岡市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年福岡市条例第68号）。以下これらを総称して「空家条例」という。）に基づき、建物の危険度判定を行い、所有者等に対して措置を行っているところである。

イ 関係書類の公開については、それらが個人情報であること、また建築指導行政の執行に支障を来すおそれがあることから、以下の理由で、個人に関する情報（登記簿に関する情報は除く。）と評価内容に関する情報を一部非公開としている。

(ア) 関係書類は、個人の措置に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。しかも個人の措置に関する情報は、個人情報のうち最も知られたくないものに属し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。（条例第7条第1号）

(イ) 指導対象者は、非公開であることを前提に、福岡市が行政指導を行う上で必要となる様々な情報を示すが、公開されることが前提となれば、市から情報が明らかになることをおそれ、十分な情報を示さないこととなり、適切な指導を行うことができなくなるおそれがある。（条例第7条第5号）

(ウ) 空家条例に基づく調査結果など、行政指導の内容を公開すると、放置空家の所有者に対する調査・是正指示・指導等の経過及び内容が詳細に分かることとなり、市が行う是正指導の傾向を把握できることとなるため他の放置空家の助長を引き起こす等、是正指導事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。(条例第7条第5号)

(エ) 空家条例において、指導・勧告に従わない場合は、住所や氏名、空家の所在地、空家の状況等を公表することとなっており、公開請求によりすべての関係書類を公開することとなると空家条例に基づく手続に反した内容になり、建築行政指導の執行に支障を来すことになる。(条例第7条第5号)

ウ また、空家等対策特別措置法は、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に関する情報については、行政内部のみで取り扱うものとし、これを外部に漏らすことを禁じているから、実施機関が非公開とした情報は、法令秘情報にも該当する。(条例第7条第6号)

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、実施機関が空家条例に基づき本件建物に係る放置空家としての危険度について調査した事項が記載された文書（以下「本件対象文書①」という。）並びに本件建物の所有者又は管理者（以下「本件所有者等」という。）を把握するために調査した事項が記載された文書（以下「本件対象文書②」という。）の公開を求めている。

これに対し実施機関は、本件対象文書①として、本件建物に係る「空家の危険度判定票（様式3）」を特定するとともに、本件対象文書②として、本件建物及びその底地に係る不動産登記簿に関する情報及び本件所有者等を把握するために調査した特定の個人に係る住民票・戸籍・相続人・固定資産税に関する情報が記載された文書を特定していることが認められる。

当審査会においてこれらの文書を見分したところ、実施機関は、本件対象文書①において、「1. 建築物の判定」「2. 周辺への影響度判定」及び「3. 総合判定」に係る各判定結果並びに所見欄（以下「本件判定結果等」という。）を、また、本件対象文書②において、実施機関が本件所有者等を把握するために調査した特定の個人に係る「住民票」「戸籍」「相続人」及び「固定資産税」の各記載欄並びに「相続関係図」及び「備考欄」（以下「本件所有者等に係る調査結果等」という。）を、それぞれ条例第7条第1号及び第5号に定める非公開情報のいずれにも該当するものとして、被覆して公開していることが認められる。

また、実施機関は、本件審査請求の審理において、本件判定結果等及び本件所有者等に係る調査結果等（以下「本件非公開部分」という。）は、同条第6号にも該当する旨主張している。

そこで、当審査会としては、まず、本件非公開部分の同条第1号該当性を検討することとする。

2 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境（以下「人の生命等に係る公益」という。）の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

なお、第1号で保護される個人情報の範囲は、「生存する個人に関する情報」に限定されておらず、死者に関する情報がこれに含まれることは、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第2条第2号の解釈と同様である。

(2) 第1号該当性について

審査請求人は、本件非公開部分がいずれも個人に関する情報であることは認めよう。条の解釈上は、第1号ただし書イによりこれを公開すべきである旨主張するので、以下検討する。

第1号ただし書イの該当性については、非公開とすることにより保護される個人の権利利益と、公開することにより保護される人の生命等に係る公益との比較衡量により判断すべきことは、前記2(1)のとおりであるが、情報公開制度が、公開請求者の何人であるかを問わず、同一の公開請求に対しては同一の情報を広く公開するものであることに照らすと、この比較衡量は、個々の公開請求者の属性にかかわらず、何人から公開請求があっても同様に公開すべきものか否かを判断することになる。

そのうえで、このような不利益を特定の個人に受忍させるためには、当該個人に係る情報の秘匿性の程度、これを公開することで保護を図ろうとする人の生命等に係る公益の内容、これを公開した場合と公開しない場合における、当該人の生命等に係る公益の保護に及ぼすそれぞれの影響といった事情を慎重に検討する必要がある。

これを本件についてみるに、まず、本件非公開部分については、これを公開することで特定の個人を識別し、又は他の情報と照合することによりこれを識別することができる情報であつて、空家条例に基づく調査の対象となり、又はその行政指導の対象となり得る特定の個人として実施機関が把握しているものであることが認められる。

また、空家条例に基づく調査の対象となっているという情報やその行政指導の対象となっているという情報は、一般にこれを公にされることを望まないものであり、空家条例においても、市が所有者等に対し一定の助言・指導及び勧告を行ったにもかかわらず、なお正当な理由なく当該勧告に従わないときにこれを公表できると定めるにとどめている（空家条例第7条）。

さらに、空家等対策特別措置法では、空家等の所有者等に関する個人情報、法の施行に必要な限度で行政内部のみで取り扱うものと定め（法第10条第1項）、倒壊等の危険性が特に高い特定空家等も含め、その所在地、現況、所有者等の氏名等、市町村長による措置の内容及びその履歴等の個人情報が、空家等の所有者等の了解なく市町村内から漏えいすることのないよう細心の注意を払う必要がある旨を法第5条に基づく基本指針（平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号）で示すなど、市町村に対して、本件非公開部分の情報管理の徹底を求めていることが認められる。

これに対して、審査請求人は、本件建物の倒壊及び不審火等の危険性ないし保安上又は衛生上の問題等（以下「本件建物の危険性等」という。）について主張するが、本件において、直ちに本件非公開部分を公開すべき特段の事情があるということとはできない。

さらに、本件非公開部分を公開しなくても、本件建物の危険性等により被害を被るおそれがある近隣住民等は、近年の法整備により行政に対して空家等対策特別措置法や空家条例に基づく具体的な措置を講ずべきことを働きかけることが可能となっていること、本件非公開部分を公開することがこれを公開しない場合と比較して、具体的に人（近隣住民等）の生命等に係る公益の保護にどのように影響するのかが必ずしも明らかでないこと等の事情を総合的に勘案す

ると、本件非公開部分について、第1号ただし書イにより公開すべき事情があるとは認められない。

よって、本件非公開部分は、第1号ただし書イに該当せず、また、第1号ただし書ア又はウに該当する事実も認められないから、本件非公開部分を第1号の非公開情報に該当するとした本件決定は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、第1号該当性の判断に関連して、本件所有者等に関する独自の調査結果について述べるとともに、本件非公開部分を公開すべき理由がある旨ないし非公開とすべき理由がない旨を種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定については、条例第7条第5号及び第6号の該当性について判断するまでもなく、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 4 月 21 日	諮問
平成 29 年 12 月 15 日	実施機関の弁明意見書を収受
平成 30 年 1 月 10 日 (1 部会)	審議
平成 30 年 1 月 17 日	異議申立人の反論意見書を収受
平成 30 年 6 月 29 日 (1 部会)	実施機関からの意見聴取, 審議
平成 30 年 7 月 13 日 (1 部会)	審査請求人からの意見聴取, 審議
平成 30 年 8 月 8 日 (1 部会)	審議
平成 30 年 9 月 13 日	実施機関の補足意見書を収受
平成 30 年 9 月 14 日 (1 部会)	審議
平成 30 年 10 月 23 日	審査請求人の再意見書を収受
平成 30 年 11 月 14 日 (1 部会)	審議

平成 30 年 12 月 26 日（1 部会）	審議
-------------------------	----

第 6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子